

一般 長崎県設備設計事務所協会定款細則

社団法人

第 1 章 総 則

第 1 条 この細則は、定款51条の規定によりこれを定める。

第 2 章 会員・入会及び退会・除名

第 2 条 正会員は、専ら設備設計及び工事監理業務を行う設備設計事務所とする。

2 この法人への届出は、事務所の主宰者又は主宰者より委任を受けた者とし1事務所1名とする。

第 3 条 準会員は、設備設計及び工事監理業務に関する学術、技術を研鑽する者とする。

第 4 条 賛助会員は、この法人の目的に賛助し、又は後援する設備の関係企業及び団体とし、1企業及び団体に1名とする。

第 5 条 名誉会員の推薦は、総会に附議するに先立って、理事会の決議を得なければならない。

第 6 条 正会員、準会員、賛助会員の入会は、別に定める入会規定による。

第 7 条 会員は任意に退会することができる。

2 退会又は除名会員が再入会する場合は、第6条の手続きを経なければならない。この場合、会費の未納がある場合は、当該会費の完納によって入会の手続きを受けるものとする。

第 8 条 会費を2年以上未納の会員は、除名によるほか次の各号により、退会扱いとすることができる。

(1) 未納会費が2年（当該年度末）以上を経過し、その後1カ月を経過しても納付がないとき

(2) 1年以上にわたり所在が不明、未納会費についての連絡ができないとき

第 3 章 入会金及び年度会費

第 9 条 この法人の会員に関わる入会金及び年度会費は、次のとおりとする。

(1) 正会員の入会金及び年度会費

入 会 金 20,000円

年 度 会 費 40,000円

(2) 準会員の入会金及び年度会費

入 会 金 不要

年 度 会 費 20,000円

(3) 賛助会員の入会金及び年度会費

入 会 金 不要

年 度 会 費 1口 30,000円

2 年度途中で入会した場合の年度会費は、月割計算とする。

3 年度途中で会員種別の変更があった場合の入会金及び年度会費は、次のとおりとする。

(1) 会員種別が、準会員より正会員に変更の場合は、入会金及び年度会費の差額を

納入しなければならない。この場合、月割は適用しない。

(2) 会員の種別が、正会員より準会員に変更の場合は、入会金及び年度会費の差額は返金しない。

4 年度会費の、その納入時期は当該年度の6月末日とし、振込手数料は納入者負担とする。

第4章 選挙権、被選挙権、議決権

第10条 正会員が行使する選挙権、被選挙権、議決権は、第2条第2項による正会員として登録された者をもってする。

第5章 役員

第11条 理事及び監事は、正会員の内から総会において選任する。ただし、監事のうち1名は正会員外から選任することができる。

2 会長は、理事の互選によって定め、理事会において選任する。

3 副会長は、会長が理事の内から指名し、理事会において選任する。

4 専務理事は、会長が推薦し、理事会において選任する。

第6章 理事会

第12条 理事会は、原則として毎年事業計画において開催日を決める。

2 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 会議の日時及び場所

(2) 理事の現在数、出席者数及び出席者の氏名（書面表決者及び表決委任者の場合にあっては、その旨を付記すること）

(3) 審議事項及び決議事項

(4) 議事の経過の概要及びその結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

3 議事録には議長のほか、理事のうちからその理事会において選任された議事録署名人1名以上が、署名、押印しなければならない。

第13条 監事は、理事会に出席して説明を求め、意見を述べることができる。

第7章 資産及び会計

第14条 本会の運営に不可欠な当初経費に関しては、長崎県設備設計事務所協会の資産をもって支弁することができる。

補 則

この細則は、会長が理事会の決議を経て改廃することができる。ただし、入会金及び年度会費、役員を選出に関する事項は、総会の決議を経て定める。